

令和7年9月12日からの大雨に伴う災害に対応するための保証料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者及び小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）で、令和7年9月12日からの大雨に伴う災害による売上高減少等の事由により、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第5項第4号の認定を受けた者を対象とする融資を利用した場合に、本市が予算の範囲内で保証料を補助することについて、必要な事項を定め、もって中小企業者等の経営の安定に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1)市税を滞納していないこと。
- (2)法第2条第5項第4号に基づいて経済産業大臣が定めた指定期間内に認定を受けた後に貸付実行を受け、信用保証料を支払った者
- (3)市内に本店登記のある法人又は市内に主たる事業所のある個人
- (4)次に掲げるいずれかに該当しないこと。

ア 次に掲げるいずれかの法人

- (ア) 暴力団（四日市市暴力団排除条例（平成23年四日市市条例第9号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者
- (イ) 当該法人の役員が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- (ウ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

イ 次に掲げるいずれかの個人

- (ア) 暴力団員である者
- (イ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金額)

第3条 補助金の額は、貸付金額に対し0.6%以内を補給率として計算して得た保証料相当額又は100万円のいずれか少ない金額とする。

(交付申請)

第4条 中小企業者等が補助金の交付を受けようとするときは、令和7年9月12日からの大雨に伴う災害に対応するための保証料補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1)金融機関の発行する信用保証料受入証明書
- (2)市税完納証明書（発行日から3月以内のものに限る）
- (3)その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、同一申請者につき1回限りとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、三重県信用保証協会に確認したうえで、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、令和7年9月12日からの大雨に伴う災害に対応

するための保証料補助金交付決定通知書（第２号様式）により中小企業者等に通知するものとする。

２ 市長は、前項の通知を行う場合において必要と認めたときは、条件を付することができる。

（補助金の請求）

第６条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた中小企業者等は、速やかに令和７年９月１２日から大雨に伴う災害に対応するための保証料補助金交付請求書（第３号様式）をもって、市長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第７条 市長は、前条の請求に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第８条 市長は、中小企業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）その他市長が特に必要があると認めたとき。

（事業評価）

第９条 市長は、当該事業に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

２ 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他適正な措置を講ずるものとする。

（四日市市補助金等交付規則の適用除外）

第１０条 この給付金は、四日市市補助金等交付規則（昭和５７年四日市市規則第１１号）第２条第１号の規定により市長が指定する給付金とする。

（その他）

第１１条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、告示の日から施行し、令和７年９月１２日から適用する。

（準備行為）

２ この要綱の施行に関し必要な準備行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

（要綱の失効）

３ この要綱は、令和９年３月３１日限りその効力を失う。ただし、同日までに第５条に規定する交付決定を受けた中小企業者等に係る補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。